

今、求められる改革

~社会福祉法人制度改革~

★制度改の主な背景★

①「内部留保」問題

介護施設等を運営する社会福祉法人（以下、社福）の一部が収益を溜め込んでいることが問題となり、補助金や税の優遇を受ける社福への批判が高まった。

②社会の状況の変化

介護保険制度の開始以降、民間事業者の社会福祉事業への参入が可能となり、社福と民間とのイコールフッティングの観点が議論されるようになった。

このような理由等により制度改が進められ、
社福の経営そのものが問われています。

社福である社協も
改革が必要に！

※イコールフッティング…
対等の立場で競争が行える
よう、基盤や条件を同じに
すること

平成29年4月より、改正社会福祉法が全面施行されます。この改正は、社会福祉法等の一部を改正する法律が平成28年3月に成立したことによるもので、その公益性から戦後の社会福祉政策の一翼を担ってきた社会福祉法人に改革が求められています。



発行 丸亀市社会福祉協議会
編集 尾崎・田辺・島田・梶並
電話 22-5700
FAX 23-8110
ホームページ
<http://www.marugame-shakyo.or.jp/>

★改革のための3つのポイント★

- ①組織のガバナンス（法人統治）の強化
- ②財務規律の強化と事業経営の透明性の確保
- ③地域における公益的な取り組み



3つのポイントに対する社協の対応については、次号以降でお伝えします。

社協では、今回の法律改正を前向きにとらえ、これを活かし、より一層地域のニーズに応える組織として存在意義を示すことができるよう、制度改に取り組んでいきます。



行政では、出前講座、防災訓練などを通じて、防災に関する知識の普及を図ります。また、自主防災組織の強化を図るため、器材材の購入費用や防災士資格取得にかかる費用を補助します。

■自分たちで地域を守る力を



▲災害時に出来ることを身につける

住民の皆さんは、家庭での備蓄や非常持ち出し袋を準備したり、地域での防災訓練に積極的に参加したりして、日頃から防災に関する意識を高めましょう。



▲災害ボランティアセンター模擬訓練を職員対象に行う

災害に強い地域をつくるう



地域福祉活動計画 行動目標⑩

指標	防災訓練参加者数
平成26年度	4,300人
平成32年度	4,500人

市民後見人の広がりに期待

△成年後見制度人材養成研修△

市民後見人、法人後見支援員として活動したいという方を対象とした県社協主催の養成研修に、丸亀市民10名が参加し、制度の仕組みや役割等を学びました。

需要拡大が見込まれる 成年後見制度

◆成年後見制度とは

超高齢化を迎えた今、認知症高齢者等が孤立することなく、地域で安心して生活を送るため、成年後見制度の必要性は一層高まっています。

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方の財産や生活を守るために制度です。

新しいサポート役 「市民後見人」



▲顔色や体調などをチェックし、施設職員から生活の様子を伺う



市民後見人 養成研修の実施へ

市民後見人は、家庭裁判所から選任された、ボランティア精神に基づく一般市民の後見人のことです。専門職にはできない、市民ながらではの立場で、利用者に寄り添つた、きめ細やかな支援ができるため、各地で人材待されるため、各地で人材の養成が始まっています。

▲3日間にわたり延べ141名が受講。この中から市民後見人が誕生することが期待される

現在、丸亀市では4名の市民後見人が活動しており、利用者に代わって、預貯金の管理、介護サービス料の支払い、施設入所契約、市役所等への申請及び手続き、身の周りのお世話などの支援を行っています。

本会の「後見センターまるがめ」では、後見活動を行う上での心構えや留意点などの実例を交えたフォローアップ研修会や市民後見シンポジウムを開催するなどして、新たな市民後見人の養成に取り組んでいます。

①しおや保育所
③カフェやケーキ屋さん巡りをするのが好きです。月に一度の女子会でお喋りしながら美味しいスイーツを食べる：最高です。



まなべ 真部 宏美

①地域福祉課
③四季折々の植物を育てることが好きです。春になつてオープンガーデンの見学に行くのを楽しみにしています。



しぶや 渋谷 春美

- ①部署・役職
②担当地区
③趣味・特技

社協職員紹介

29

★★職員採用情報★★

以下の職員を募集しています



職種	応募締切	試験日	採用人数
保育士（正規職員）		2/11(土)	若干名
看護師または保健師（正規職員）	2/3(金)		

詳しくはホームページの「新着情報」をご覧ください

丸亀市社協

検索

2月

行事予定

8(水)	9:00~	★介護相談 (飯山総合保健福祉センター)
9(木)	9:00~	★法律相談 (飯山総合保健福祉センター)
14(火)	9:00~	★法律相談 (ひまわりセンター)
15(水)	9:00~	★法律相談 (綾歌保健福祉センター)
28(火)	9:00~	★司法書士相談 (ひまわりセンター)